
今月のテーマ **平成25年税制改正大綱**

平成25年度税制改正大綱は平成25年1月24日に自民党・公明党の両党で決定され、同年1月29日に閣議決定されました。まだ法案化の段階ではありますが、例年この税制改正大綱の内容のまま法律になっています。そこで今回は平成25年度税制改正大綱の確認をいたします。(なお、国税について主な改正項目のみを記載しています。)

1. 所得税の改正事項

税目	項目	有利 不利	改正後	改正前	改正時期																										
税率		不利	4,000万円超の税率を45%とする		平成27年分以後の所得税																										
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>課税総所得金額等</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>195万円以下</td><td>5%</td></tr> <tr><td>330万円以下</td><td>10%</td></tr> <tr><td>695万円以下</td><td>20%</td></tr> <tr><td>900万円以下</td><td>23%</td></tr> <tr><td>1,800万円以下</td><td>33%</td></tr> <tr><td>4,000万円以下</td><td>40%</td></tr> <tr><td>4,000万円超</td><td>45%</td></tr> </tbody> </table>	課税総所得金額等		税率	195万円以下	5%	330万円以下	10%	695万円以下	20%	900万円以下	23%	1,800万円以下	33%	4,000万円以下	40%	4,000万円超	45%	<table border="1"> <thead> <tr> <th>課税総所得金額等</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>195万円以下</td><td>5%</td></tr> <tr><td>330万円以下</td><td>10%</td></tr> <tr><td>695万円以下</td><td>20%</td></tr> <tr><td>900万円以下</td><td>23%</td></tr> <tr><td>1,800万円以下</td><td>33%</td></tr> <tr><td>1,800万円超</td><td>40%</td></tr> </tbody> </table>	課税総所得金額等	税率	195万円以下	5%	330万円以下	10%	695万円以下	20%	900万円以下	23%
課税総所得金額等	税率																														
195万円以下	5%																														
330万円以下	10%																														
695万円以下	20%																														
900万円以下	23%																														
1,800万円以下	33%																														
4,000万円以下	40%																														
4,000万円超	45%																														
課税総所得金額等	税率																														
195万円以下	5%																														
330万円以下	10%																														
695万円以下	20%																														
900万円以下	23%																														
1,800万円以下	33%																														
1,800万円超	40%																														
所得税	国債、地方債など特定の公社債の課税方法の変更	—	<ul style="list-style-type: none"> ◆特定公社債の利子 20%(所得税15%、住民税5%)の源泉徴収で、原則として申告が必要(申告分離課税) ◆特定公社債の譲渡 20%(所得税15%、住民税5%)の源泉徴収で、申告が必要(申告分離課税) 損失が生じた場合には他の特定公社債の譲渡による所得から相殺可 ◆損益通算 上場株式の譲渡損益、上場株式の配当と特定公社債の利子・譲渡所得で損益通算が可 ◆損失の繰越 上場株式の譲渡損失と同様、特定公社債の譲渡損失についても3年間の繰越可 	<ul style="list-style-type: none"> ◆公社債の利子 20%(所得税15%、住民税5%)源泉徴収のみ、申告不要(源泉分離課税) ◆公社債の譲渡 非課税 ◆公社債の利子・譲渡による所得は損益通算、損失の繰越は不可 	平成28年分以後の所得税																										
	上記以外の私募債などの課税方法の変更	不利	<ul style="list-style-type: none"> ◆一部の私募債等の利子 同族会社が発行する私募債の利子で、その役員が受けるものは一部20%の総合課税 ◆私募債等の譲渡 20%(所得税15%、住民税5%)の源泉徴収で申告が必要(申告分離課税、同族会社の場合、上記と同様20%の総合課税) ◆損益通算・損失の繰越はなし 	<ul style="list-style-type: none"> ◆私募債等の利子 20%(所得税15%、住民税5%)源泉徴収のみ、申告不要(源泉分離課税) ◆私募債等の譲渡 非課税 																											
	割引債償還差益の課税方法	不利	20%(所得税15%、住民税5%)源泉徴収で、申告必要(申告分離課税)	18%(所得税)源泉徴収のみ、申告不要(源泉分離課税)																											
	非上場株式の譲渡所得の課税制度の変更	不利	株式に係る譲渡所得は、上場株式に係る譲渡所得と非上場株式に係る譲渡所得に区分され、互いの損益通算ができなくなる	上場株式に係る譲渡損失と非上場株式に係る譲渡所得は損益通算可能																											
	少額投資非課税制度の非課税口座開設期間の延長	有利	非課税口座内の少額上場株式の配当所得・譲渡所得の非課税制度における非課税口座の開設期間を10年間(H26.1/1~H35.12/31)とする	非課税口座内の少額上場株式の配当所得・譲渡所得の非課税制度における非課税口座の開設期間は3年間(H26.1/1~H28.12/31)	平成26年分以後の所得税																										
	上場株式の配当・譲渡所得の軽減税率廃止	不利	上場株式の配当・譲渡所得について20%(所得税15%、住民税5%)	上場株式の配当・譲渡所得について10%(所得税7%、住民税3%)																											

税目	項目	有利 不利	改正後	改正前	改正時期																																																																													
住宅借入金等 控除	有利	①新築等の場合 ◆一般の住宅	<table border="1"> <thead> <tr> <th>居住年</th> <th>借入限度</th> <th>控除率</th> <th>控除期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H26年1月～3月</td> <td>2,000万円</td> <td>1.0%</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>H26年4月～ H29年12月</td> <td>4,000万円</td> <td>1.0%</td> <td>10年</td> </tr> </tbody> </table>	居住年	借入限度	控除率	控除期間	H26年1月～3月	2,000万円	1.0%	10年	H26年4月～ H29年12月	4,000万円	1.0%	10年	<table border="1"> <thead> <tr> <th>居住年</th> <th>借入限度</th> <th>控除率</th> <th>控除期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H23年</td> <td>4,000万円</td> <td>1.0%</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>H24年</td> <td>3,000万円</td> <td>1.0%</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>H25年</td> <td>2,000万円</td> <td>1.0%</td> <td>10年</td> </tr> </tbody> </table>	居住年	借入限度	控除率	控除期間	H23年	4,000万円	1.0%	10年	H24年	3,000万円	1.0%	10年	H25年	2,000万円	1.0%	10年	—																																																	
		居住年	借入限度	控除率	控除期間																																																																													
H26年1月～3月	2,000万円	1.0%	10年																																																																															
H26年4月～ H29年12月	4,000万円	1.0%	10年																																																																															
居住年	借入限度	控除率	控除期間																																																																															
H23年	4,000万円	1.0%	10年																																																																															
H24年	3,000万円	1.0%	10年																																																																															
H25年	2,000万円	1.0%	10年																																																																															
◆認定長期優良(認定低炭素)住宅の場合	<table border="1"> <thead> <tr> <th>居住年</th> <th>借入限度</th> <th>控除率</th> <th>控除期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H26年1月～3月</td> <td>3,000万円</td> <td>1.0%</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>H26年4月～ H29年12月</td> <td>5,000万円</td> <td>1.0%</td> <td>10年</td> </tr> </tbody> </table>	居住年	借入限度	控除率	控除期間	H26年1月～3月	3,000万円	1.0%	10年	H26年4月～ H29年12月	5,000万円	1.0%	10年	<table border="1"> <thead> <tr> <th>居住年</th> <th>借入限度</th> <th>控除率</th> <th>控除期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H21～23年</td> <td>5,000万円</td> <td>1.2%</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>H24年</td> <td>4,000万円</td> <td>1.0%</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>H25年</td> <td>3,000万円</td> <td>1.0%</td> <td>10年</td> </tr> </tbody> </table>	居住年	借入限度	控除率	控除期間	H21～23年	5,000万円	1.2%	10年	H24年	4,000万円	1.0%	10年	H25年	3,000万円	1.0%	10年																																																				
居住年	借入限度	控除率	控除期間																																																																															
H26年1月～3月	3,000万円	1.0%	10年																																																																															
H26年4月～ H29年12月	5,000万円	1.0%	10年																																																																															
居住年	借入限度	控除率	控除期間																																																																															
H21～23年	5,000万円	1.2%	10年																																																																															
H24年	4,000万円	1.0%	10年																																																																															
H25年	3,000万円	1.0%	10年																																																																															
所得税	住宅の取得又は特定の改修工事をした場合の特別控除	有利	<p>②増改築等の場合</p> <p>◆一般の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>居住年</th> <th>借入限度</th> <th>控除率</th> <th>最大控除</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H26年1月～3月</td> <td>800万円</td> <td>1.0%</td> <td>60万円</td> </tr> <tr> <td>H26年4月～ H29年12月</td> <td>750万円</td> <td>1.0%</td> <td>62.5万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆省エネ・バリアフリー改修工事の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>居住年</th> <th>借入限度</th> <th>控除率</th> <th>最大控除</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H26年1月～3月</td> <td>200万円</td> <td>2.0%</td> <td>60万円</td> </tr> <tr> <td>H26年4月～ H29年12月</td> <td>250万円</td> <td>2.0%</td> <td>62.5万円</td> </tr> </tbody> </table>	居住年	借入限度	控除率	最大控除	H26年1月～3月	800万円	1.0%	60万円	H26年4月～ H29年12月	750万円	1.0%	62.5万円	居住年	借入限度	控除率	最大控除	H26年1月～3月	200万円	2.0%	60万円	H26年4月～ H29年12月	250万円	2.0%	62.5万円	<p>②増改築等の場合</p> <p>◆一般の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>居住年</th> <th>借入限度</th> <th>控除率</th> <th>控除期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H24～25年</td> <td>1,000万円</td> <td>1.0%</td> <td>5年</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆省エネ・バリアフリー改修工事の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>居住年</th> <th>借入限度</th> <th>控除率</th> <th>控除期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H24～25年</td> <td>200万円</td> <td>2.0%</td> <td>5年</td> </tr> </tbody> </table>	居住年	借入限度	控除率	控除期間	H24～25年	1,000万円	1.0%	5年	居住年	借入限度	控除率	控除期間	H24～25年	200万円	2.0%	5年	—																																					
		居住年	借入限度	控除率	最大控除																																																																													
H26年1月～3月	800万円	1.0%	60万円																																																																															
H26年4月～ H29年12月	750万円	1.0%	62.5万円																																																																															
居住年	借入限度	控除率	最大控除																																																																															
H26年1月～3月	200万円	2.0%	60万円																																																																															
H26年4月～ H29年12月	250万円	2.0%	62.5万円																																																																															
居住年	借入限度	控除率	控除期間																																																																															
H24～25年	1,000万円	1.0%	5年																																																																															
居住年	借入限度	控除率	控除期間																																																																															
H24～25年	200万円	2.0%	5年																																																																															
不利	<p>①認定長期優良(認定低炭素)住宅の新築等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象年</th> <th>控除対象額</th> <th>控除率</th> <th>控除限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H26年1月～3月</td> <td>500万円</td> <td>10%</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>H26年4月～ H29年12月</td> <td>650万円</td> <td>10%</td> <td>65万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※認定低炭素住宅はH26年4月より適用</p> <p>②既存住宅等に対する特定改修工事</p> <p>◆省エネ改修工事</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象年</th> <th>工事限度額</th> <th>控除率</th> <th>控除限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H25年1月～ H26年3月</td> <td>200万円 ※300万円</td> <td>10%</td> <td>20万円 ※30万円</td> </tr> <tr> <td>H26年4月～ H29年12月</td> <td>250万円 ※350万円</td> <td>10%</td> <td>25万円 ※35万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※同時に太陽光発電装置を設置した場合</p> <p>◆バリアフリー改修工事</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象年</th> <th>工事限度額</th> <th>控除率</th> <th>控除限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H25年1月～ H26年3月</td> <td>150万円</td> <td>10%</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>H26年4月～ H29年12月</td> <td>200万円</td> <td>10%</td> <td>20万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆耐震工事</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象年</th> <th>工事限度額</th> <th>控除率</th> <th>控除限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H26年1月～3月</td> <td>200万円</td> <td>10%</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>H26年4月～ H29年12月</td> <td>250万円</td> <td>10%</td> <td>25万円</td> </tr> </tbody> </table>	対象年	控除対象額	控除率	控除限度	H26年1月～3月	500万円	10%	50万円	H26年4月～ H29年12月	650万円	10%	65万円	対象年	工事限度額	控除率	控除限度	H25年1月～ H26年3月	200万円 ※300万円	10%	20万円 ※30万円	H26年4月～ H29年12月	250万円 ※350万円	10%	25万円 ※35万円	対象年	工事限度額	控除率	控除限度	H25年1月～ H26年3月	150万円	10%	15万円	H26年4月～ H29年12月	200万円	10%	20万円	対象年	工事限度額	控除率	控除限度	H26年1月～3月	200万円	10%	20万円	H26年4月～ H29年12月	250万円	10%	25万円	<p>①認定長期優良住宅の新築等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象年</th> <th>工事限度額</th> <th>控除率</th> <th>控除限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H21.6月～25年</td> <td>500万円</td> <td>10%</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>②既存住宅等に対する特定改修工事</p> <p>◆省エネ改修工事</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象年</th> <th>工事限度額</th> <th>控除率</th> <th>控除限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H21.4月～H24年</td> <td>200万円 ※300万円</td> <td>10%</td> <td>20万円 ※30万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※同時に太陽光発電装置を設置した場合</p> <p>◆バリアフリー改修工事</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象年</th> <th>工事限度額</th> <th>控除率</th> <th>控除限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H21.4月～H24年</td> <td>150万円～ 200万円</td> <td>10%</td> <td>15万円～ 20万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆耐震工事</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象年</th> <th>工事限度額</th> <th>控除率</th> <th>控除限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H23.6月末～25年</td> <td>200万円</td> <td>10%</td> <td>20万円</td> </tr> </tbody> </table>	対象年	工事限度額	控除率	控除限度	H21.6月～25年	500万円	10%	50万円	対象年	工事限度額	控除率	控除限度	H21.4月～H24年	200万円 ※300万円	10%	20万円 ※30万円	対象年	工事限度額	控除率	控除限度	H21.4月～H24年	150万円～ 200万円	10%	15万円～ 20万円	対象年	工事限度額	控除率	控除限度	H23.6月末～25年	200万円	10%	20万円
対象年	控除対象額	控除率	控除限度																																																																															
H26年1月～3月	500万円	10%	50万円																																																																															
H26年4月～ H29年12月	650万円	10%	65万円																																																																															
対象年	工事限度額	控除率	控除限度																																																																															
H25年1月～ H26年3月	200万円 ※300万円	10%	20万円 ※30万円																																																																															
H26年4月～ H29年12月	250万円 ※350万円	10%	25万円 ※35万円																																																																															
対象年	工事限度額	控除率	控除限度																																																																															
H25年1月～ H26年3月	150万円	10%	15万円																																																																															
H26年4月～ H29年12月	200万円	10%	20万円																																																																															
対象年	工事限度額	控除率	控除限度																																																																															
H26年1月～3月	200万円	10%	20万円																																																																															
H26年4月～ H29年12月	250万円	10%	25万円																																																																															
対象年	工事限度額	控除率	控除限度																																																																															
H21.6月～25年	500万円	10%	50万円																																																																															
対象年	工事限度額	控除率	控除限度																																																																															
H21.4月～H24年	200万円 ※300万円	10%	20万円 ※30万円																																																																															
対象年	工事限度額	控除率	控除限度																																																																															
H21.4月～H24年	150万円～ 200万円	10%	15万円～ 20万円																																																																															
対象年	工事限度額	控除率	控除限度																																																																															
H23.6月末～25年	200万円	10%	20万円																																																																															
社会保険診療報酬の所得計算の特例の縮減	不利	<p>医業・歯科医業に係る収入金額が年7,000万円超の場合は適用不可(法人も同様)</p>	<p>医業・歯科医業に係る社会保険診療収入が年5,000万円超である場合には適用不可</p>	平成26年分以後の所得税(法人の場合は平成25年4/1以後開始事業年度)																																																																														
電子申告特別控除	不利	廃止	<p>電子署名又は電子証明書を付して電子申告をした場合には、1度だけ所得税から控除することができる。平成24年は3,000円</p>	平成25年分以後の所得税																																																																														

2. 相続税・贈与税の改正事項

税目	項目	有利 不利	改正後	改正前	改正時期
相続税	基礎控除	不利	3,000万円+600万円×法定相続人の数	5,000万円+1,000万円×法定相続人の数	平成27年1月1日以後の相続等
	未成年者控除	有利	(20歳－相続開始時の年齢)×10万円	(20歳－相続開始時の年齢)×6万円	
	障害者控除	有利	<p>◆一般障害者 (85歳－相続開始時の年齢)×10万円</p> <p>◆特別障害者 (85歳－相続開始時の年齢)×20万円</p>	<p>◆一般障害者 (85歳－相続開始時の年齢)×6万円</p> <p>◆特別障害者 (85歳－相続開始時の年齢)×12万円</p>	

税目	項目	有利 不利	改正後		改正前		改正時期																																																
			法定相続分に応ずる各人の取得価額	税率	法定相続分に応ずる各人の取得価額	税率																																																	
相続税	税率	不利	<table border="1"> <tr><th>法定相続分に応ずる各人の取得価額</th><th>税率</th></tr> <tr><td>1,000万円以下</td><td>10%</td></tr> <tr><td>3,000万円以下</td><td>15%</td></tr> <tr><td>5,000万円以下</td><td>20%</td></tr> <tr><td>1億円以下</td><td>30%</td></tr> <tr><td>2億円以下</td><td>40%</td></tr> <tr><td>3億円以下</td><td>45%</td></tr> <tr><td>6億円以下</td><td>50%</td></tr> <tr><td>6億円超</td><td>55%</td></tr> </table>	法定相続分に応ずる各人の取得価額	税率	1,000万円以下	10%	3,000万円以下	15%	5,000万円以下	20%	1億円以下	30%	2億円以下	40%	3億円以下	45%	6億円以下	50%	6億円超	55%	<table border="1"> <tr><th>法定相続分に応ずる各人の取得価額</th><th>税率</th></tr> <tr><td>1,000万円以下</td><td>10%</td></tr> <tr><td>3,000万円以下</td><td>15%</td></tr> <tr><td>5,000万円以下</td><td>20%</td></tr> <tr><td>1億円以下</td><td>30%</td></tr> <tr><td>3億円以下</td><td>40%</td></tr> <tr><td>3億円超</td><td>50%</td></tr> </table>	法定相続分に応ずる各人の取得価額	税率	1,000万円以下	10%	3,000万円以下	15%	5,000万円以下	20%	1億円以下	30%	3億円以下	40%	3億円超	50%	平成27年1月1日以後の相続等																		
	法定相続分に応ずる各人の取得価額	税率																																																					
	1,000万円以下	10%																																																					
3,000万円以下	15%																																																						
5,000万円以下	20%																																																						
1億円以下	30%																																																						
2億円以下	40%																																																						
3億円以下	45%																																																						
6億円以下	50%																																																						
6億円超	55%																																																						
法定相続分に応ずる各人の取得価額	税率																																																						
1,000万円以下	10%																																																						
3,000万円以下	15%																																																						
5,000万円以下	20%																																																						
1億円以下	30%																																																						
3億円以下	40%																																																						
3億円超	50%																																																						
小規模宅地等の評価の特例の拡充	有利	<p>①特定居住用宅地に係る適用対象面積を330㎡とする</p> <p>②特定事業用宅地と特定居住用宅地がある場合には、それぞれの適用対象面積(330㎡・400㎡)まで適用可</p> <p>③二世帯住宅について、被相続人及びその親族が居住していた場合には、構造上の要件を緩和し、被相続人及びその親族が居住していた部分に対応する部分を対象とする</p> <p>④老人ホームに入所し、被相続人の居住の用に供されなくなった家屋に係る宅地は、以下の要件を満たす場合、被相続人の居住の用に供されていたものとして特例を適用 ・被相続人に介護が必要なために入所 ・その家屋が貸付等の用途に供されていない</p>	<p>①特定居住用宅地に係る適用対象面積は240㎡</p> <p>②特定居住用宅地と特定事業用宅地がある場合には、特例適用した面積が400㎡となるように調整計算が必要</p> <p>③二世帯住宅の構造上の問題により、特例が不適用となるケースがある</p> <p>④老人ホームに入所した後に相続が発生した場合には、被相続人の生活の拠点は老人ホームにあったと考えるため、その家屋に係る敷地については特例を適用しない</p>	①② 平成27年1月1日以後の相続等 ③④ 平成26年1月1日以後の相続等																																																			
納税義務者の改変	不利	日本に住所がなく、日本国籍を有しない者が、日本に住所がある者から相続・贈与により取得した国外財産は、相続税・贈与税の課税対象となる	日本に住所がなく、日本国籍がない者は相続・贈与により国外財産を取得したとしても、相続税・贈与税は課税されない。(ただし国内財産は課税の対象となる)	平成25年4月1日以後の相続等又は贈与																																																			
贈与税	暦年課税の贈与税の税率構造	有利	<p>①20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた財産に係る贈与税</p> <table border="1"> <tr><th>基礎控除、配偶者控除後の課税価額</th><th>税率</th></tr> <tr><td>200万円以下</td><td>10%</td></tr> <tr><td>400万円以下</td><td>15%</td></tr> <tr><td>600万円以下</td><td>20%</td></tr> <tr><td>1,000万円以下</td><td>30%</td></tr> <tr><td>1,500万円以下</td><td>40%</td></tr> <tr><td>3,000万円以下</td><td>45%</td></tr> <tr><td>4,500万円以下</td><td>50%</td></tr> <tr><td>4,500万円超</td><td>55%</td></tr> </table> <p>②上記以外の贈与税</p> <table border="1"> <tr><th>基礎控除、配偶者控除後の課税価額</th><th>税率</th></tr> <tr><td>200万円以下</td><td>10%</td></tr> <tr><td>300万円以下</td><td>15%</td></tr> <tr><td>400万円以下</td><td>20%</td></tr> <tr><td>600万円以下</td><td>30%</td></tr> <tr><td>1,000万円以下</td><td>40%</td></tr> <tr><td>1,500万円以下</td><td>45%</td></tr> <tr><td>3,000万円以下</td><td>50%</td></tr> <tr><td>3,000万円超</td><td>55%</td></tr> </table>	基礎控除、配偶者控除後の課税価額	税率	200万円以下	10%	400万円以下	15%	600万円以下	20%	1,000万円以下	30%	1,500万円以下	40%	3,000万円以下	45%	4,500万円以下	50%	4,500万円超	55%	基礎控除、配偶者控除後の課税価額	税率	200万円以下	10%	300万円以下	15%	400万円以下	20%	600万円以下	30%	1,000万円以下	40%	1,500万円以下	45%	3,000万円以下	50%	3,000万円超	55%	<table border="1"> <tr><th>基礎控除、配偶者控除後の課税価額</th><th>税率</th></tr> <tr><td>200万円以下</td><td>10%</td></tr> <tr><td>300万円以下</td><td>15%</td></tr> <tr><td>400万円以下</td><td>20%</td></tr> <tr><td>600万円以下</td><td>30%</td></tr> <tr><td>1,000万円以下</td><td>40%</td></tr> <tr><td>1,000万円超</td><td>50%</td></tr> </table>	基礎控除、配偶者控除後の課税価額	税率	200万円以下	10%	300万円以下	15%	400万円以下	20%	600万円以下	30%	1,000万円以下	40%	1,000万円超	50%	平成27年1月1日以後の贈与
	基礎控除、配偶者控除後の課税価額	税率																																																					
	200万円以下	10%																																																					
400万円以下	15%																																																						
600万円以下	20%																																																						
1,000万円以下	30%																																																						
1,500万円以下	40%																																																						
3,000万円以下	45%																																																						
4,500万円以下	50%																																																						
4,500万円超	55%																																																						
基礎控除、配偶者控除後の課税価額	税率																																																						
200万円以下	10%																																																						
300万円以下	15%																																																						
400万円以下	20%																																																						
600万円以下	30%																																																						
1,000万円以下	40%																																																						
1,500万円以下	45%																																																						
3,000万円以下	50%																																																						
3,000万円超	55%																																																						
基礎控除、配偶者控除後の課税価額	税率																																																						
200万円以下	10%																																																						
300万円以下	15%																																																						
400万円以下	20%																																																						
600万円以下	30%																																																						
1,000万円以下	40%																																																						
1,000万円超	50%																																																						
相続時精算課税制度の適用要件	有利	受贈者＝20歳以上である推定相続人・孫 贈与者＝年齢60歳以上	受贈者＝20歳以上である推定相続人のみ 贈与者＝年齢65歳以上																																																				
教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設	有利	30歳未満の子や孫の教育資金を拠出、金融機関に信託した場合には、子・孫1人につき1,500万円(学校等以外の場合には500万円)てまでの金額については、贈与税を課さない。	—	平成25年4月1日～平成27年12月31日までの教育資金の贈与																																																			

税目	項目	有利 不利	改正後	改正前	改正時期
相続税・贈与税	事業承継税制の見直し		<ul style="list-style-type: none"> ◆後継者は、先代経営者である被相続人の親族でなくとも特例の適用を受けることができる ◆贈与時において、先代経営者は会社の代表権を有していないこと ◆贈与税の納税猶予において、先代経営者は会社から給与の支給等を受けたとしても、この特例の取消事由とはならない ◆有効期間(5年間)における従業員数の平均が相続・贈与時の従業員数の80%を下回るようになった場合には、この特例は取消される ◆株券不発行会社について一定の要件を満たす場合には、株券の発行しなくても、納税猶予の適用可 ◆経済産業大臣の事前確認制度の廃止 	<ul style="list-style-type: none"> ◆後継者は、先代経営者である被相続人の親族である必要がある ◆贈与時において、先代経営者は会社の役員でないこと ◆贈与税の納税猶予において、先代経営者は会社から給与の支給等を受けた場合には、この特例の取消事由に該当する ◆有効期間(5年間)における毎年の従業員数が相続・贈与時の従業員数の80%を下回るようになった場合には、この特例は取消される ◆株券を発行しなければ、納税猶予の適用を受けられない ◆この適用を受ける前に、経済産業大臣の事前確認が必要である 	平成27年1月1日以後の贈与

3. 法人税の改正事項

税目	項目	有利 不利	改正後	改正前	改正時期								
法人税	生産等設備投資促進税制の創設	有利	<table border="1"> <tr> <td>対象法人</td> <td>国内の事業の用に供する生産設備を取得した青色申告法人(所得税も同様の措置あり)</td> </tr> <tr> <td>適用要件</td> <td>次の両方の要件を満たす場合 ① 生産設備の取得価額の合計額 > 当期の減価償却費 ② 生産設備の取得価額の合計額 > 前期取得の生産設備の取得価額の合計額の110%</td> </tr> <tr> <td>特別償却</td> <td>取得価額×30%</td> </tr> <tr> <td>税額控除</td> <td>取得価額×3% (法人税額×20%を限度)</td> </tr> </table>	対象法人	国内の事業の用に供する生産設備を取得した青色申告法人(所得税も同様の措置あり)	適用要件	次の両方の要件を満たす場合 ① 生産設備の取得価額の合計額 > 当期の減価償却費 ② 生産設備の取得価額の合計額 > 前期取得の生産設備の取得価額の合計額の110%	特別償却	取得価額×30%	税額控除	取得価額×3% (法人税額×20%を限度)	—	平成25年4月1日～平成27年3月31日までの開始事業年度
	対象法人	国内の事業の用に供する生産設備を取得した青色申告法人(所得税も同様の措置あり)											
	適用要件	次の両方の要件を満たす場合 ① 生産設備の取得価額の合計額 > 当期の減価償却費 ② 生産設備の取得価額の合計額 > 前期取得の生産設備の取得価額の合計額の110%											
	特別償却	取得価額×30%											
税額控除	取得価額×3% (法人税額×20%を限度)												
所得拡大促進税制の創設	有利	<table border="1"> <tr> <td>対象法人</td> <td>国内の使用人に対して給与の支給額を増加させた青色申告法人(所得税も同様の措置あり)</td> </tr> <tr> <td>適用要件</td> <td>次の3つの要件を満たす場合 ① 当期の給与支給増加額 / 基準年度の給与支給額 ≥ 5% ② 当期の給与支給額 ≥ 前期の給与支給額 ③ 当期の給与支給額 ≥ 前期の給与支給額</td> </tr> <tr> <td>税額控除</td> <td>給与支給増加額×10% (法人税額×10%を限度、中小企業者等については法人税額×20%を限度)</td> </tr> </table> <p>※雇用促進制度との選択適用となる</p>	対象法人	国内の使用人に対して給与の支給額を増加させた青色申告法人(所得税も同様の措置あり)	適用要件	次の3つの要件を満たす場合 ① 当期の給与支給増加額 / 基準年度の給与支給額 ≥ 5% ② 当期の給与支給額 ≥ 前期の給与支給額 ③ 当期の給与支給額 ≥ 前期の給与支給額	税額控除	給与支給増加額×10% (法人税額×10%を限度、中小企業者等については法人税額×20%を限度)	—	平成25年4月1日～平成28年3月31日までの開始事業年度			
対象法人	国内の使用人に対して給与の支給額を増加させた青色申告法人(所得税も同様の措置あり)												
適用要件	次の3つの要件を満たす場合 ① 当期の給与支給増加額 / 基準年度の給与支給額 ≥ 5% ② 当期の給与支給額 ≥ 前期の給与支給額 ③ 当期の給与支給額 ≥ 前期の給与支給額												
税額控除	給与支給増加額×10% (法人税額×10%を限度、中小企業者等については法人税額×20%を限度)												
交際費等の損金不算入制度の改正	有利	定額控除額=800万円 定額控除限度額までの金額の10%損金不算入措置の廃止	定額控除額=600万円 定額控除限度額までの金額は10%損金不算入	平成25年4月1日～平成26年3月31日までの開始事業年度									
試験研究費を行った場合の税額控除の拡大	有利	控除限度額=法人税額×30%	控除限度額=法人税額×20% (税額控除の割合は8%~12%)	平成25年4月1日～平成27年3月31日までの開始事業年度									

税目	項目	有利 不利	改正後	改正前	改正時期
法人税	商業・サービス業・農林水産業等の中小企業等の設備投資促進税制	有利	<p>対象法人 卸売業、小売業、サービス業、農林水産業などを営む青色申告法人の中小企業者等 (所得税も同様の措置あり)</p> <p>適用要件 商工会議所、認定経営革新等支援機関等から法人の経営改善・必要な設備投資等に係る指導・助言を受け、店舗の改修等により器具備品・建物付属設備を取得した場合</p> <p>特別償却 取得価額×30%</p> <p>税額控除 【資本金の額が3,000万円以下の法人限定】 取得価額×7% (法人税額×20%を限度) ※控除限度額超過額の1年間の繰越控除可能</p>	—	平成25年4月1日～平成27年3月31日までの間に行う改修等
	雇用者の数が増加した場合の税額控除(雇用促進制度)の拡大	有利	控除額=増加雇用者数に1人当たり40万円	控除額=増加雇用者数に1人当たり20万円	平成25年4月1日～平成26年3月31日までの開始事業年度

4. その他の税の改正事項

税目	項目	有利 不利	改正後	改正前	改正時期
国税通則法	延滞税・利子税・還付加算金の利率の引き下げ	—	<p>◆延滞税 ①納期限の翌日から2ヶ月以内 「特例基準割合+年1.0%」と「年7.3%」のいずれか低い割合 ②納期限の翌日から2ヶ月経過した日以後 特例基準割合+年7.3%</p> <p>◆利子税 ①相続税・贈与税に係る利子税 利子税の割合×特例基準割合/年7.3% ②①以外の利子税 特例基準割合</p> <p>◆還付加算金 「特例基準割合」と「年7.3%」のいずれか低い割合 ※特例基準割合=銀行の新規の短期貸出約定金利の合計÷12+年1%</p>	<p>◆延滞税 ①納期限の翌日から2ヶ月以内 「特例基準割合」と「年7.3%」のいずれか低い割合 ②納期限の翌日から2ヶ月経過した日以後 年14.6%</p> <p>◆利子税 ①相続税・贈与税に係る利子税 相続税:2.1%~3.5%(平成24年) 贈与税:3.8%(平成24年) ②①以外の利子税 「特例基準割合」と「年7.3%」のいずれか低い割合</p> <p>◆還付加算金 「特例基準割合」と「年7.3%」のいずれか低い割合 ※特例基準割合=前年11/30における日本銀行が定める基準割引率+年4% (平成24年、平成25年は年4.3%)</p>	平成26年1月1日以後
印紙税	第17号文書の非課税金額の拡大	有利	金銭・有価証券の受取書(領収証など)のうち記載された受取金額が5万円未満である場合、印紙税は非課税	金銭・有価証券の受取書(領収証など)のうち記載された受取金額が3万円未満である場合、印紙税は非課税	平成26年4月1日以後に作成される受取書